

横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業補助金の概要

横手市内の産業の持続的発展のために、市内で操業する事業者等が職員に対して行う研修等の人材育成や若年者個人が職業能力開発を目的に行う資格取得等にかかる費用の一部を補助します。

平成 31 年 4 月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	<p>それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている事業者等又は個人が対象となります。</p> <p>【事業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に事業拠点を有する者で、1年以上同市において事業活動を行っている事業者等 ・ 納期の到来した市税を完納している者 ・ 業務内容が公序良俗に反する等、社会通念上、補助金交付の対象としてふさわしくないと判断される者でないこと ・ 反社会的勢力と関係を有しない者 <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横手市に住所をおき、将来に渡って市内に定住する意思を有する 18 歳以上 40 歳以下の者 (公務員は除く。ただし、雇用期間に定めのある公務員は対象とする) ・ 納期の到来した市税およびそれに準じるものを完納していること
補助対象経費	<p>【事業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18 歳以上 40 歳以下の職員に対して行う、研修や講習、資格取得などの人材育成に直接要する経費 <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力開発を目的に行う、研修や講習の受講、資格取得に直接要する経費 <p>◆事業者等、個人共通事項◆</p> <p>※業務や就業に直接的に関連する研修や講習の受講および資格取得に要する経費のうち平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 (2020 年) 年 3 月 31 日までに終了するものを補助対象とします。</p> <p>※資格取得や受講に係る宿泊・交通費等の間接的な経費は補助対象外とします。</p> <p>※国、県から同様の補助や助成等を受けているものについては、当該補助金等を除いた部分の経費についてのみを対象とします。</p> <p>※次に掲げる研修等については、本事業の対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校の就学に係る費用 ・ 接遇やマナー講習等、社会人として基礎的なスキルを取得するためのもの ・ 農林漁業に関連する研修や講習の受講および資格取得に関するもの ・ 一般的な趣味や教養に関するもの等、業務や就業に直接関連が認められないもの ・ 普通自動車第一種免許、準中型自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許、原動機付自転車免許
補助金額等	<p>【事業者等】</p> <p>補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 15 万円 (千円未満切捨て)</p> <p>※年度内の 1 回の申請に限る。</p> <p>【個人】</p> <p>補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 5 万円 (千円未満切捨て)</p> <p>※年度内 1 回の申請に限る。</p>

提出書類	<p>【事業者等】</p> <p>①補助金交付申請書（事業者等用）、②市税納税証明書、③研修等の内容・費用がわかる資料（パンフレット、見積書など）、④補助対象となる職員の住所・年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、健康保険証等）、⑤その他市長が必要と認める書類</p> <p>【個人】</p> <p>①補助金交付申請書（個人用）、②住所・年齢が確認できる書類の写し（運転免許証・健康保険証等）、③研修等の内容・費用がわかる資料（パンフレット、見積書など）、④その他市長が必要と認める書類</p>
募集期間	平成31年4月1日（月）から予算の範囲内で随時受付しております

補助金申請から交付までの流れ

①申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、できるだけ直接ご持参ください。</p> <p>※受付は土、日、祝日を除きます。</p>
②交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <p>書類審査により補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
③事業着手	<p>補助金の交付決定を受けてから事業着手（受講）してください。</p> <p>交付決定前に着手（受講）した経費は交付対象になりません。</p>
④ 実績報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>事業終了後、代金の支払いが完了しましたら、若年者等人財育成・地元定着支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p> <p>○実績報告に必要な書類等</p> <p>① 領収書等振込の内容を証明するものの写し （宛名は申請者名と一致するようにしてください）</p> <p>② 修了証及び免許証等の成果を証明するものの写し</p> <p>③ その他市長が必要と認める書類</p>
⑤補助金の交付	<p>実績報告書の内容を審査し、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくこととなります。</p>

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業の HP 番号：000018179